

# 令和5年第3回定例会 産業建設委員会 報告（要点筆記）

議案第55号 令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第3号）[所管分]

質 疑

○委 員

交通安全施設整備事業について、詳細を伺う。

○理事者

今回の補正予算については、通学路の合同点検に関するものである。場所は、土居地域の7か所であり、小学校4校から要望のあったものである。内容については、路面標示工、転落防護柵設置工、カーブミラー設置工である。

○委 員

このような予算の場合、道の白線引きも対象に入ると思われ、市内の道路には国道、県道、市道とあるが、全て対象となるのか伺う。

○理事者

白線等の工事については、それぞれの道路管理者の対応となる。市道であれば、本市の建設課が管理することとなり、要望についても承りながら、順次対応していきたいと考えている。

○委 員

野菜・花き等産地供給力強化支援事業費補助金について、詳細を伺う。

○理事者

本事業については、担い手の減少、高齢化に対する産地基盤強化のため、長時間労働の解消、生産性の向上を図ることを目的として設置する県補助金である。今回は株式会社JAファームが行う、里芋の生産拡大のための作業効率の向上及び受託面積の拡大を目的として購入するトラクターや、ロータリーの購入費の一部を補助するものである。

また、里芋の鮮度低下を抑制し、商品価値の保持を目的として、鮮度保持用近赤外光照射装置を購入し里芋選果場に設置する全国農業協同組合連合愛媛県本部に対して、費用の一部を支援するものである。

○委 員

駅・周辺施設整備事業について、伊予土居駅に整備する駐輪場の収容台数は何台を想定しているか、現在、駐輪されている台数を十分収容できるものか伺う。また、完成時期についても伺う。

○理事者

収容台数については、単車を含めて77台の予定である。現在は、60数台置かれている状況であるため、収容できると考えている。整備計画では、来年4月の完成となる予定である。

○委 員

市単土地改良事業の対象箇所を伺う。

○理事者

本事業は、市内全域の土地改良区、水利組合に対して補助を行うもので、対象箇所は23か所を予定している。

○委員

霧の森整備事業について、事業内容を伺う。

○理事者

今回の霧の森整備事業については、2件の改修を行うもので、1件目は霧の森レストラン改修で、1階のエントランス部分と2階のホール部分の床の張り替え、天井及びクロスの張り替えを行うものである。2件目は霧の森コテージのベランダについて、長年風雨にさらされており損傷が激しいため、コテージ3棟のベランダの張り替えを行う予定としている。

○委員

外部に対しては、きれいに造ることは景観面においてはよいことではあるが、現在は一般住宅でも樹脂製のものを使用するなど、耐久性についても考える傾向がある。当初の改修工事費の単価的には自然素材の木を使っていくことでコストを抑えられると思われるが、10年ほどの周期でメンテナンスが必要であると考えられるため、費用対効果の面も踏まえた維持管理についての考えを伺う。

○理事者

現在、木質化を進めているところであるが、予算内で検討したいと考えている。

○委員

自然素材は、数年の使用であれば、見た目等で優れているが、維持管理の面ではコストがかかり、公共物に対しては不向きな部分もあるため、今後、検討を行ってほしい。

○委員

耐候性のある塗料や材料を使っているのか伺う。

○理事者

長期間風雨にさらされるため、それらについても考慮し、予算では塗料、防腐剤等の面では対策を行っているが、材料についても検討させていただきたい。

○委員

霧の森交湯～館の改修の進捗状況を伺う。

○理事者

進捗状況については、6月の補正予算で委託料を計上し、8月22日に株式会社やまびこ、市建築住宅課、契約している設計業者の新企画設計株式会社で修繕箇所についての打合せ等を行い、現在は12月に向けて工事費等の算出を行っている。

○委員

災害復旧費について、対象となる災害及び内容について伺う。

○理事者

今年度の災害状況は、農業用施設については7か所で、農道が4か所、水路が3か所である。林業用施設については、20路線で43か所あり、林道については主に路面洗掘、倒木等が被災の内容となっている。

○委員

例年の災害規模と比較してどのような状況か伺う。

○理事者

現状では、農業用施設及び林業用施設については例年並みであると考えている。

○委員

台風6号以外にも対象はあるのか伺う。

○理事者

今年度は、5月7日の豪雨、6月2日の豪雨、8月9日の台風6号が主な被災原因となっている。

○理事者

市道については、6月1日から2日にかけての梅雨前線の豪雨で、公共災害のほか、土砂取り除き等の重機借り上げが20件、路側の崩壊等の単独災害7件が対象となっており、例年の予算内に収まらないため、6月の豪雨災害について、補正を行うものである。

○委員

狭あい道路拡幅整備事業について、対象件数を伺う。

○理事者

今年度中に1件の申請を予定している工事請負費で、道路舗装等の工事について、不足分を計上するものである。

○委員

対象となる場所を伺う。

○理事者

申請場所は、中曽根町の三島東中学校付近である。

○委員

前年度は対象が何件あり、1件に対する最大の金額はどれほどでこの予算を組まれているのか伺う。また、今年度は既に予算額に達してしまったことについても、状況を伺う。

○理事者

前年度の対象件数は、寄附と合わせて7件であった。

今年度の当初予算においては、1件当たり66万2,500円の工事費を4件見込んでおり、総額で265万円計上していた。9月13日現在で工事請負費の残金が約18万6,000円で、今年度中に約60万円の工事を1件予定しているため、今回の補正予算で45万円を計上するものである。

○委員

前年度の予算執行額を伺う。

○理事者

前年度の予算執行額は、測量業務委託料323万2,854円と、舗装工事等の工事請負費149万4,000円の実績となる。

○委員

1件当たりの事業費に対して、何%の補助率が定められているものか伺う。

○理事者

補助率が定められているものではなく、全て市の費用をもって拡幅整備事業を行い、事業費の2分の1が国費となる。なお、工事費については、工事の内容や対象の敷地面積により変わるものであるため、平均値を見込んで予算を計上していたものである。

○委員

1件当たり100万円などでも補助される場合があるという理解でよいか。

○理事者

そのとおりである。予算の範囲内で、年度内の工事の状況を見ながら事業を進めているものである。

○委員

公園整備事業の測量等委託料の対象を伺う。

○理事者

今回の測量場所は、川之江町にある城山公園内の川之江運動場、グラウンド部分の1件である。

○委員

今回の公園整備について、事業等の内容を伺う。

○理事者

測量の目的については、この川之江運動場は市営住宅西新町団地の建て替え候補地であり、市営住宅建て替え事業の着手に当たり、当該地の道、水路を国から払下げをしておくなどの準備が必要であるためである。今回の測量業務により、川之江運動場内の道、水路の境界の確定、また、運動場部分の面積の確定を行うものである。

○委員

今後の公園の在り方についても、それぞれの立場から考えていただきたい。

○委員

公営住宅整備事業の測量委託料について、対象地と内容を伺う。

○理事者

対象は、昭和62年に建設されている八幡改良住宅の測量業務である。

○委員

西新町団地と川原田団地の統合のための測量ではないのか伺う。

○理事者

当事業の測量等委託料については、市営住宅建て替えに伴う測量とは異なるものである。

○委員

西新町団地の建て替え計画について、対象地は海岸に近く土地のレベルも低いため、かさ上げなどの津波対策等の必要性があると思われ、地元からも心配する声を聞くが、住宅を建てるためにはどの程度のかさ上げが必要となるか伺う。

○理事者

川之江地域の西新町団地周辺については、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップにおいて、浸水想定区域となっているが、今回の建設予定地である川之江運動場については、現敷地より中央部の標高は1メートルほど高い状況である。これから先となるが、基本設計時には、余裕を持った盛土など、高さの検討を行い、浸水想定区域での災害リスクを低減し、安全に建て替えを行いたいと考えている。

議案第58号 令和4年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について

質疑

○委員

長期前受金戻入について、仕組みを伺う。

○理事者

地方公営企業法施行令等の一部改正により会計基準の見直しが行われ、従来、補助金等を充当して取得した固定資産の補助金等相当部分については減価償却を行わない取扱いができたが、平成26年度以降は、全て減価償却の対象とし、補助金等については長期前受金として計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化するよう変更されたもので、長期前受金戻入は、各年度の減価償却見合いの収益化分のことである。

○委員

実際の収入にはなっていないという理解でよいか。

○理事者

損益計算書上では、収入とされるが、現金としては入らないものである。

議案第59号 令和4年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について  
質 疑

○委員

下水道の普及率について伺う。

○理事者

令和4年度末時点で、川之江地域が59.28%、三島地域が98.42%、全体では64.14%である。

○委員

川之江地域が三島地域に比べて少ないが、残りの川之江地域について今後の普及の計画を伺う。

○理事者

現在は、妻鳥地域の県道上分三島線へ本管を入れているため、枝線が整備できてくれば普及率は上昇すると考えている。

○委員

こちらに下水道は来ないのかという声がよく聞かれるため、できるだけ早めに計画をお願いしたい。

下水道会計については、一般会計から毎年、繰入れをしていると思われるが、この推移について伺う。

○理事者

金額の推移について、平成30年度は、収益的収支が7億815万3,000円、資本的収支が3億1,787万5,000円。令和元年度は、収益的収支が7億660万5,000円、資本的収支が3億644万9,000円。令和2年度は、収益的収支が6億1,218万6,000円、資本的収支が3億6,294万1,000円。令和3年度は、収益的収支が5億4,148万2,000円、資本的収支が2億8,507万9,000円。令和4年度は、収益的収支が5億5,849万円、資本的収支が2億899万2,000円である。

○委員

この繰入れについては、下水道の埋設が始まってから三、四十年ほど続いており、かなりの金額と思われる。このような会計処理の仕方は下水道の恩恵を受けていない方からは、一般会計からそれだけ繰り入れるのはどうかという意見も聞かれるが、市の見解を伺う。

○理事者

雨水処理に係る経費のほか、不明水の処理に係る経費も含まれるため、一般会計からの繰入れを行ってもよいとは考えている。起債については、償還が進んでいるため、今後、繰入金は減少すると考えている。

○委員

上水道料金に対して下水道料金が請求されていると思われるが、その比率の決定方法について伺う。

○理事者

下水道料金については、比率で出しているものではない。それぞれの事業会計の収支を見通して料金が決められており、水道使用量20立方メートルでは、上水道は3,300円、下水道は2,530円と料金表にある金額を請求しているものである。

○委員

下水道料金には、基本料金の設定があるのか伺う。

○理事者

基本料金については、10立方メートル当たり1,069円である。それを超えると1立方メートル当たり20立方メートルまでは147円、20立方メートルを超えて30立方メートルまでは168円、それを超えて50立方メートルまでが178円、それを超えて100立方メートルまでが220円、それを超えると231円となっている。

○委員

上水道料金に対しての下水道料金の比率が、以前と比較して上がっていると思うが、下水道料金の改定について告知はあったのか伺う。

○理事者

下水道料金については、令和元年12月に改定されている。消費税率の引上げであったと思われるが、広報等で周知は行っている。

○委員

市民に対して、料金に関する分かりやすい説明は継続して行っていただきたい。

下水道料金について、ホームページ等で公開しているか伺う。

○理事者

下水道料金については、ホームページで公開している。

○委員

土居地域で、今後、下水道を配管する計画はあるか。

○理事者

現在は、令和8年度までの計画で、三島地域、川之江地域で認可を受けたところを延ばしている状況である。

土居地域については、現在、計画はない。

○委員

計画がないのであれば、集落排水など、ほかにどのような手段があるか、土居地域に対しての担当課としての案を持って計画をしていただきたい。

○理事者

いろいろな方面で検討いたしたい。

○委員

次回の定例会で確認させていただくので、検討を進めていただきたい。

○委員

土居地域の公営住宅は、くみ取式が多く、一部は合併浄化槽を設置しているが、莫大な費用がかかる。公営住宅の水洗化についても考えてほしい。

議案第60号 土地の処分について

質 疑

○委員

土地を処分するということは、どのような扱いをされるものか伺う。

○理事者

今回の土地の処分については、埋立免許上に記載された土地の処分に基づくもので、市の土地の権利を譲渡する際には、土地の処分という形で相手方に権利移転をするものである。

○委員

1坪当たりの単価について、今まで市が受け取った処分費についてはこの中に反映されているのか伺う。

○理事者

埋立免許上の埋立事業の進め方として、まず、埋立免許を県から取得するが、その際に処分単価が決まっており、今回の坪単価は約25万円となっているものである。それについては、土地代金を丸住製紙株式会社から分納していただいている。その金額の土地面積の相当分をお渡しするという事となっている。

○委員

これまでの処分費について伺う。

○理事者

投棄料については、全体の事業費の中に約24億円含まれている。

○委員

護岸工事等の工事費について、総額を伺う。

○理事者

工事費等の総事業費は、約205億円である。

○委員

この約24億円の投棄料については、工事費に充てているという認識でよいか。

○理事者

総事業費の約205億円に加えて、起債の支払利子などが約54億円ある。それから投棄料の約24億円を引いた額を分譲面積で割って単価を算出する流れとなる。

○委員

今回の処分価格の約44億円については、県などの補助金が入っているものか伺う。

○理事者

これまでに、既に分割して土地の処分を行ってきており、第1工区については、約15億円、第2工区は約56億円のそれぞれ土地代を納めていただいた分に係る面積を丸住製紙株式会社にお渡ししている。今回、約44億円分をお渡し、最終的にはこれらを積み重

ねていき、総事業費約205億円と約54億円の起債利子を回収するものである。

なお、まだお渡ししていない市の土地が約12ヘクタールあり、最終的にお渡しすることで事業費が回収できることとなる。

○委員

これらについて、金額の詳細資料を提出いただきたい。

○委員

後ほど委員に対し資料を提供いただくこととしたい。

主要事業 「城山下臨海土地造成事業」

質 疑

○委員

20億7,200万円は、今年度に執行される額か伺う。また、この執行により埋立土砂を搬入することとなるのか伺う。

○理事者

今年度の執行予定額である。今年度予算については、埋立土砂の購入費は入っておらず、外回りの工事費である。

○委員

土砂搬入のダンプは、いつから動き始める予定か伺う。

○理事者

旧漁港部分への土砂の投入については、9月20日から開始され、ダンプが走る予定となっている。

○委員

後谷地区については、認可が下りているのか伺う。

○理事者

後谷地区については、開発許可申請はされておらず、現在事務手続の準備を進めていると聞いている。

○委員

時期については、いつ頃を予定しているか伺う。

○理事者

12月頃の申請予定と聞いている。

○委員

その開発行為については、幹線から後谷地区に入って山に登る辺りのアクセス道路の拡幅なども含まれているのか伺う。

○理事者

取付け市道のことと思われるが、開発許可申請に含まれているかは、まだ申請できていない状況であるため不明であるが、開発内道路については含まれている。

主要事業 「漁港海岸整備事業」

質 疑

な し



議題 政策課題について（農業条例の制定について）

質疑

なし